

令和3年4月1日より
スタート



補聴器等の購入を助成します！

だんだん
聞き取りにくくなった



聞こえないために、
話が理解しにくい

人前に出ることが億劫になった



令和3年4月1日より適応になります

*この事業は『認知症予防対策』です。

「聞こえにくい」ことも認知症の危険因子です。早期に解決することで、認知症の発症の予防及び進行の予防、また積極的な社会参加を応援しています。

【助成内容】

- ・補聴器等の購入に対し助成を実施します
- ・購入金額の4分の1を助成(上限額:片耳50,000円)
- ・助成回数は片耳につき2回までとします

【対象者】

- ①65歳以上の町民の方
 - ②両耳の聴力レベルが、40dB以上70dB未満の方
(聴覚障害による身体障がい者手帳の交付を受けていないこと)
- ※①②の両方に該当する方、また税金の滞納がない方

【申請から助成までの流れ】

- ①保健福祉センター「なごみ」・屈足支所に来所していただき、関係書類を渡します
- ②耳鼻科のある医療機関を受診していただき、聴力検査結果が対象になる場合(40dB~70dB)、医師の意見書を依頼します
- ③補聴器等を購入していただきます(最初は全額自己負担になります)
*補聴器の種類は問いません(耳かけ型・ポケット型・耳あけ型・骨伝導型など)
- ④補聴器等の購入から3ヶ月以内に保健福祉センター「なごみ」・屈足支所で、助成の手続きを行います
- ⑤助成が決定次第、助成金が指定口座に振り込まれます

【申請時の持ち物】

- ①医師意見書
- ②購入した補聴器等の領収書
- ③購入した補聴器等の納品書または保書証
- ④印鑑

お間違いのないよう、
まずは気軽に
ご相談ください

【問い合わせ先】保健福祉課在宅支援係

電話:0156-64-0533 FAX:0156-64-0534